

令和4年度新潟市指定障がい福祉サービス事業者等緊急集団指導 Q & A

1	Q	基準該当の事業所は受講が必要ですか？
	A	受講不要です。
2	Q	地域活動支援センターは受講が必要ですか？
	A	受講不要です。
3	Q	事業所が休止中ですが、受講は必要ですか？
	A	今後、事業所が再開される可能性もありますので、受講してください。
4	Q	就労系事業所ですが、今現在施設外支援や施設外就労を行っていません。その場合「(3)施設外支援と施設外就労について」は受講しなくてもよいですか？
	A	今後、新たに事業を始められる可能性もありますので、該当サービス種別の全事業所が受講してください。
5	Q	特定相談、障害児相談は「個別支援計画」の作成は行いませんが、受講は必要ですか？
	A	「(1)近年の新潟市における監査実施状況について」のみ受講し、その後受講報告を行ってください。
6	Q	集団指導の内容について質問がある場合、どのようにすればよいですか？
	A	受講報告時のかたん申込みのフォーム内に質問記載箇所がありますので、そちらにご記入ください。
7	Q	質問への回答はいつ頃来ますか？
	A	事業所固有の質問については個別に連絡します。全体にかかる質問については、9月末頃を目途にホームページに掲載します。
8	Q	集団指導後に事業所運営の自己点検を行ったところ、不適切事項が見つかったのですが、どうすればよいですか？
	A	まずは受講報告時に不適切事項の詳細を記載して報告してください。給付費に関わる内容の不備であれば過誤調整となる場合があります。受講報告内容を確認後、必要に応じて当市から改めて連絡させていただきます。

令和4年度新潟市指定障がい福祉サービス事業者等緊急集団指導 Q & A

9	Q	事業所運営内容の自己点検を行いました。当該運営内容が「不適切事項」にあたるのかどうか確信が持てません。どうすればよいですか？
	A	不適切事項にあたるのかどうかの確信が持てない場合は、質問項目の箇所にその旨記載してください。質問項目に記載される場合は、疑義が生じている項目についての詳細を記載してください。当市で内容を確認させていただき、必要に応じて改めて連絡いたします。
10	Q	「緊急集団指導」とありますが、例年年度末頃に行われている通常の集団指導について、令和4年度は開催されますか？
	A	令和4年度は当緊急集団指導のみ開催する予定です。指定、虐待、よくある指摘などの項目を確認されたい場合は、令和3年度の集団指導資料をご確認ください。